

福岡市内

障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい福祉課長

令和6年度4月分の加算の届出について(依頼)

日頃より、福岡市の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月の報酬改定に伴い、介護給付費・訓練等給付費に係る**加算及び減算の新設、要件や区分の変更**がっております。また、**前年度1年間の実績を踏まえて算定する加算を届出ている事業所、または届出ようとしている事業所**につきましては、毎年4月に届出が必要となります。

つきましては、年度初めの大変お忙しいところお手数をおかけいたしますが、**令和6年4月15日(月)までに**、下記のとおり必ず届出を行っていただきますようお願いいたします(全事業所が対象です)。

記

1 対象事業所(実施サービスごとの提出が必要です)

- | | | |
|--------------|----------------|-------------|
| ・施設入所支援 | ・自立訓練(機能訓練) | ・自立訓練(生活訓練) |
| ・就労移行支援(一般型) | ・就労移行支援(資格取得型) | ・就労定着支援 |
| ・就労継続支援(A型) | ・就労継続支援(B型) | ・生活介護 |
| ・短期入所 | ・療養介護 | |

2 提出書類

① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※ 変更届出書(様式第7号)の提出は不要です。

② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

※ ①②について、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業所は、別途通知の「基本報酬の算定区分に関する届出」においてご提出ください。

※ 生活介護及び施設入所支援は、定員区分の基本報酬の定員区分が見直されていますのでご注意ください。

※ 生活介護及び就労継続支援B型は、新たな人員配置区分が設けられています。「勤務形態一覧表(生活介護は、加えて「平均障害支援区分等の算定表」)」を添付してください。

③ 算定する加算に関する添付書類等

- ・報酬改定に伴い新設、要件や区分が変更となった加算
- ・前年度の実績等に応じて算定する加算
- ・その他変更がある項目

※報酬改定に伴い新設、要件や区分が変更となった加算について

報酬改定に伴い新設された項目や、要件や区分が変更となった項目のうち、以下の項目は、加算の有無や区分に変更がない場合も必ず提出してください(「あり」から「なし」になる場合、「なし」のままである場合は提出不要です)。

なお、該当の加算のうち、前年度の実績等に応じて算定する加算(視覚・聴覚言語障害者支援加算、夜勤職員配置体制加算)については提出が必須であるため記載しておりません。

サービス	加算項目
施設入所支援	・重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ
	・夜間看護体制加算
	・地域移行支援体制加算(新設)
	・障害者支援施設等感染対策向上体制加算(新設)
	・高次脳機能障がい者支援加算(新設)
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	・個別計画訓練支援加算
	・食事提供体制加算
	・リハビリテーション加算
	・ピアサポート実施加算(新設)
	・高次脳機能障がい者支援加算(新設)
就労移行支援(一般型、資格取得型)	・食事提供体制加算
	・高次脳機能障がい者支援加算(新設)
就労継続支援(A型)	・食事提供体制加算
	・高次脳機能障がい者支援加算(新設)
就労継続支援(B型)	・食事提供体制加算
	・目標工賃達成指導員配置加算
	・目標工賃達成加算(新設)
生活介護	・食事提供体制加算
	・人員配置体制加算
	・福祉専門職員配置等加算
	・常勤看護職員等配置加算
	・重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ
	・リハビリテーション加算
	・入浴支援加算(新設)
	・栄養改善加算(新設)
短期入所	・食事提供体制加算

※前年度の実績等に応じて算定する加算について

別添「届出様式」の加算項目に★を付しているものは、前年度の実績等に応じて算定する加算です。

加算の有無に変更がない場合や、加算算定が「あり」から「なし」に変更になる場合も必ず提出してください（「なし」のままである場合は提出不要です）。

自立訓練（機能訓練） ★がついている加算は、前年度の実績等に応じて算定する加算です。

届出様式 (全加算共通)		加算項目	添付書類等
届出書 体制等状況一覧表	福祉専門職員配置等加算	別添2	※多機能事業所又は障害者支援施設については、当該事業所におけるし、要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定できる。 (加算Ⅰ、加算Ⅱの場合) ・別添29 ・社会福祉士等の資格者証の写し (加算Ⅲの場合) ・別添29 ・「6 勤務年数の状況」に該当する場合は、勤続年数が確認できる
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算★	別添4	※多機能事業所又は障害者支援施設については、当該事業所におけるし、従業員の加配が全サービスの利用者の合計数を50で除した数以上で加算を算定できる。 ・別添4-2 ・別添29 ・（視覚障がい者等を支援する者が認定証、研修修了証書を有して
			(業務委託する場合) ・業務委託契約書の写し

※ 届出に必要な様式は、サービス毎にシートをまとめております。（「一覧」で様式をクリックすれば当該様式のシートにリンクするよう設定しております。）

3 注意事項

- ① 提出の際は、提出書類に不足がないか、内容に誤りがないかを必ず確認してください。
- ② 事後調査等により、加算の要件に合致していないことが判明した場合は、しかるべき措置を取らせていただきます。ご注意ください。

4 提出について

提出方法：メールによる提出（難しい場合は郵送）

※ 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援については、「基本報酬の算定区分に関する届出」と併せて提出してください。

提出先（問合せ先）：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課指定指導第1係

TEL：092-711-4249 FAX:092-711-4818